【規程番号　神女院Ｖ－022】

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文及び博士論文の審査に関する内規

修士の学位論文（以下「修士論文」という。）及び博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては､「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

修士論文

１．学長から修士論文の審査の付託を受けたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２．審査委員は、専攻主任の推薦を基に専攻会議で主査１名、副査 2 名を決める。主査は審査委員の互選で決める。

３．審査委員会は、公開修士論文討論発表会の結果を踏まえ、修士論文審査及び試験又は学力の確認を行い、審査結果を研究科委員会に報告する。

４．研究科委員会は審査委員会の報告に基づき、修士の学位授与の可否を審査し決定する。

５．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。

博士論文

１．学位論文受理願の提出があり、学長から博士論文の受理の可否の付託を受けたときは、研究科長は、専攻主任会議の検討を経た上で、当該論文について受理するか否かを受理委員会で審議するように付託する。受理委員会は、主として当該専攻の教員がこれにあたる。

２．受理委員会は、申請書類の点検、研究歴、論文内容の検討を行い、その結果を研究科委員会に報告する。可とされた場合は、主査となる教員も併せて報告する。

３．研究科委員会は、受理委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。

４．３人指導教員体制の課程博士の場合には上記 1～3 を省略することができる。

５．受理が可とされ、学長から博士論文の審査の付託を受けたときは、研究科長は提出された論文要旨のコピーを文学研究科委員会構成員に配布し、かつ、提出された論文を縦覧に供する。

６．直近の文学研究科委員会において、学位論文審査委員会を設置する。審査委員は、主査１名、副査は当該専攻から互選により１名、他専攻から投票により１名選出する。主査は博士後期課程研究指導教員から選出し、副査のうち少なくとも１名も博士後期課程研究指導教員から選出する。また、必要に応じて本研究科委員以外から副査を加えることができる。

７．審査委員会は、博士論文の審査・学力の確認及び公開の口頭試験を行い、審査報告書を研究科委員会に提出する。

８．学位授与は、博士論文の受理及びその後の審査状況を勘案し、９月及び３月の２回に行う。

９．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。

附　則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。